附　則

（施行期日）

1　この省令は、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十号）の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。

（勘定間の資金融通）

2　会社は、当面、一時的な資金繰りのために必要があると認めるときは、環境大臣の承認を受けて、中間貯蔵事業勘定と環境安全事業勘定との間において資金を融通することができる。

3　前項の資金の融通は、融通をする勘定からその融通を受ける勘定への貸付けとして整理するものとする。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年十二月十九日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一七―〇―一一三

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表特定個人情報保護委員会の部事務局の項中「企画官」を「企画官　調査官」に改める。

別表厚生労働省の部内部局の項中「、労働保険審査会事務室長」を削り、「、審査室長」を「、審査室長、情報システム管理室長、労働保険審査会事務室長」に、「及び」を「及び施設管理室、」に改め、「、施設管理室」を削る。

別表原子力規制委員会の部原子力規制庁の項中「技術総括審議官」を「技術総括審議官　核物質・放射線総括審議官」に改め、「原子力防災業務管理官」を削り、「広報室長」を「広報室長　国際室長」に、「課長補佐（総括）」を「課長補佐（総括）　課長補佐（管理）」に改める。

別表備考第一項中「平成二十六年八月三十一日」を「平成二十六年十一月三十日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○総務省告示第四百三十七号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第十五条の規定に基づき、健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により夕張市から報告を受けた財政再生計画の内容及び健全化法第十条第六項の規定による協議の結果を次のとおり公表する。

平成二十六年十二月十九日

総務大臣　山本　早苗

一　健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により報告を受けた財政再生計画の内容

財政再生計画書（平成26年度第４次（11月）変更後）

第１　再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析：変更前に同じ

第２　計画期間：変更前に同じ

第３　財政再生の基本方針：変更前に同じ

第４　財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額：別紙１のとおり

第５　１　一般会計等の実質収支

（1）　一般会計：次のとおり変更する

（単位：千円）

区分＼年度	計画初年度の前年度（平成20年度）		財政再生計画を策定した年度（初年度）			平成22年度（第２年度）			平成23年度（第３年度）			平成24年度（第４年度）			
歳	入	歳入額	一般財源	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額
1 地方	税	1,009,387	1,009,387	934,696	934,696	△ 74,691	957,303	957,303	22,607	935,940	935,940	△ 21,363	889,832	889,832	△ 46,108

告　示

○内閣府告示第三百六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年十二月十三日内閣府告示第二百七十九号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十六年八月二十九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十六年十二月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社栃木銀行

二　住所　栃木県宇都宮市西二丁目一番十八号

○内閣府告示第三百七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十五年七月十二日内閣府告示第百九十一号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十六年八月二十九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十六年十二月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　三島信用金庫

二　住所　静岡県三島市芝本町十二番三号

○国家公安委員会告示第五十六号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十九日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

第二号の表に次のように加える。

県道鹿屋環状線	鹿屋市笠之原町から同市東原町まで
県道鹿屋串良インター線	鹿屋市東原町から同市串良町まで

附　則

この告示は、平成二十六年十二月二十一日から施行する。